

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和5年4月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民の共同連帯の『理念に基づき、後期高齢者に対する適切な医療の給付を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>後期高齢者医療制度では、兵庫県後期高齢者医療広域連合と市町が連携して事務を行う。後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等の事務を行う。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">○資格管理業務<ul style="list-style-type: none">・被保険者証等の即時交付申請に関する事務・住民基本台帳等の取得、被保険者資格の異動に関する事務○賦課・徴収業務<ul style="list-style-type: none">・保険料の賦課に関する事務・保険料の徴収に関する事務・保険料収納管理に関する事務○給付事務<ul style="list-style-type: none">・療養費、高額療養費の支給に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 中間サーバ 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(80、82、83の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める省令第43条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 市民部 市民課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 市民部 市民課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5-② 所属長	市民課長 井添 俊宏	市民課長 木下 和彦	事後	
平成29年4月1日	7 請求先	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 総務部総務課	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 市民生活部市民課	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5-② 所属長の役職名	市民課長 木下 和彦	課長	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2 取り扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 2 特定個人情報の入手		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 3 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務 に必要な情報との紐付け が行われるリスクへの対策		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 3 特定個人情報の使用 権限のない者によって不正 に使用されるリスクへの対策		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 5 特定個人上の提供・移転 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手が行われるリ スクへの対策		[○]接続しない(入手)	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 不正な提供が行われるリ スクへの対策		[○]接続しない(提供)	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 7 特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の漏えい、滅 失・毀損リスクへの対策		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無		[○]自己点検	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 9 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	
令和2年3月23日	公表日	令和元年6月28日	令和2年3月27日	事前	再実施
令和5年4月7日	I-5 ①部署	市民生活部市民課	市民部 市民課	事後	組織改編による名称変更
令和5年4月7日	I-7 請求先	豊岡市役所 市民生活部 市民課	豊岡市役所 市民部 市民課	事後	組織改編による名称変更
令和5年4月7日	I-8 連絡先	豊岡市役所 市民生活部 市民課	豊岡市役所 市民部 市民課	事後	組織改編による名称変更